

株主各位

第22回定時株主総会資料

(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

1. 新株予約権等の状況
2. 会社役員の状況のうち、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

テクミラホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

1. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2026年2月28日現在)
記載すべき事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
記載すべき事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。ただし、被保険者の違法な私的利益又は便宜の供与の取得、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った場合は補填されないなど、一定の免責事項があります。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の契約期間は1年間で、2026年4月開催の取締役会決議に基づき契約を更新しております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令及び定款に適合して職務を執行するために、コンプライアンスの推進をグループ会社を含めた役員から成る「リスク・コンプライアンス委員会」でのテーマとして設け、随時外部の専門家等を招聘して意見を取り入れ、法令遵守に関する高い意識を持って事業を遂行する。

法令及び定款などの社会的規範と同様に社内規程の充実を掲げ、事業内容や組織範囲に応じて常に最適な運用に向けた改善をしていくことで、取締役の職務の執行を幅広く捉え、経営全般を適切に実行する。

法令及び定款と同様に「CSR（企業の社会的責任）」を重視し、自然環境、地域社会との関わりも意識した上で、企業として取るべき意思決定を取締役会で決定することで、模範的企業としての経営を実践する。

社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度をもって対応に臨み、健全な企業経営に努める。そのために、反社会的勢力への対応や方針を社内的に整備し、警察や法律専門家等の社外機関との連携を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）として「文書管理規程」に基づき、文書管理責任者を中心として適切に管理・保存する。「取締役の職務の執行に係る情報」は、例えば以下のようなものとする。

- ・株主総会及び取締役会議事録、その他社内主要会議や委員会議事録、またこれらに使用する資料、議事の経過記録
- ・契約書や稟議書の他、社内で使用する主要な決裁・申請書類

内部監査部署は、文書（電磁的記録を含む）の保管状況を、常に内部監査の監査項目として監査し、前述の「取締役の職務の執行に係る情報」の取扱状況については特に入念な監査を実行する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

システム依存度の高い当社の事業においては、特に損失の危険管理のために「リスク管理規程」を効果的に運用し、リスクの軽減に努める。また、他に想定されうる災害（地震、火災、事故）等による損失の危険に対応するための体制を整備する。

事業経営に関連して生じうる損失の危険、例えば主要な取引契約や法的措置に関連して生ずる損失については、「リスク・コンプライアンス委員会」において議題として設け、必要に応じて損失の危険につながる要素を回避する方策を決定する場とする。

反社会的勢力との関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「反社会的勢力排除規程」及び「対応要領」の適切な運用をもって回避する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行にとって重要な要素である「迅速な意思決定」を第一に掲げ、毎月1回実行する定時の取締役会のほか、臨時の取締役会を柔軟に開催し、役員間の緊密な連携を図り、社内規程等の随時の見直しによって業務の分掌及び適切な権限の委譲を行うことで、経営の効率性を高める。

また、定時の「グループ幹部会議」、適時に行われる「リスク・コンプライアンス委員会」等の各種会議体が社内規程をもって適切に定められ、これにより全てのメンバーの考えや意見を収集できる体制とし、従前の社風や文化、既存する慣行や価値観にとらわれない新たな発想を採用する機会を設けることで、組織の硬直を防ぎ、効率的経営を実行する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査を有効に機能させ、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、法令違反や定款違反につながる要素を根絶する。

法令遵守の意識を全ての使用人に浸透させるべく、内部監査部署主導でコンプライアンスの教育や理解の深耕に努め、また、使用人が反社会的勢力との関与を行わないよう企業倫理の意識を高める。

使用人の不正等、法令及び定款に違反する行為やこれに準ずる行為を発見した場合、直ちに内部監査部署に通報することを使用人に徹底する。

⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、当社内にグループ会社の管理部署を定め、グループ会社の経営内容の把握、内部統制体制の整備等を行うとともに、グループ会社に対し定常的に内部監査を行うことで、グループ会社における業務の適正を確保する。

- i 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
子会社における重要事項においては、「グループ会社管理規程」に基づき、予め当社の承認を得る。また、「グループ会社管理規程」に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。
 - ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
 - iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令遵守の意識のもと行われる体制とする。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会の求めに応じた監査補助者をその都度設置することができるものとする。監査補助者は監査等委員会の協議により指名する者とし、原則として被指名者はこれを拒むことはできず、また取締役（監査等委員である取締役を除く）や他の使用人も指名を妨げることはできない。ただし、主要な業務に差し支えがあるなど、特段の事情がある旨の申し出がある場合、監査等委員会の協議により監査補助者を変更することができる。

⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査補助者については、監査等委員会の協議で指名を行うことができ、取締役（監査等委員である取締役を除く）もこれを妨げることはできないこととして、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、必要に応じて随時指名することができ、人数にも制限を設けない。

監査等委員会は、指名した監査補助者が、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保できないと判断した場合、監査等委員会の協議によって直ちに監査補助者を変更できる。また、監査補助者が実行した監査補助業務の個々の結果については匿名とし、監査結果については全面的に監査等委員会が責任を負うことで、監査補助者の責任負担を軽減し、その他従業員たる立場での職務執行に差し支えが生じないよう配慮する。原則として取締役（監査等委員である取締役を除く）の求めがあっても補助した者の氏名は開示しない。

⑨ 監査等委員会の第⑦号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

⑩ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

i 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会は取締役会に限らず、会社経営上行われる重要な会議に適宜出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会へ報告できる機会を設けるものとする。

ii 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項について速やかに当社の関係会社管理部門に報告する。当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項について速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

- ⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に周知徹底する。

- ⑫ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- ⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立した立場で意見形成を行うために、外部の法律事務所及びコンサルティング会社からの専門機関のアドバイザー等を活用し、効果的な監査を実行する。

監査等委員は常に複数名とし、相互の意見交換の機会として監査等委員会を原則として月1回設ける。また、内部監査部署、会計監査人と三者間のミーティングを原則として3ヶ月に1回実施して、効率的監査の実効性を確保する。

(2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、内部監査室を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、社内通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② 取締役の職務執行について

当社は、定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、リスク管理規程に沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取組状況をチェックしております。

④ 監査等委員会について

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は定時取締役会並びに臨時取締役会等の重要な会議に常時出席しており、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査等委員監査は、常勤監査等委員を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 8社
- ・ 連結子会社の名称
ネオス株式会社
JENESIS株式会社
スタジオプラスコ株式会社
NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO.,LTD
創世訊聯科技(深圳)有限公司
アイワマーケティングジャパン株式会社
株式会社Wellmira
株式会社Retool

② 連結の範囲の変更

当社の連結子会社であったスマはっちゅう株式会社は、同じく当社の連結子会社であるネオス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

③ 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

④ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・ 持分法を適用した関連会社の名称 イオンヘルステック株式会社

② 持分法の適用の範囲の変更

前連結会計年度において持分法適用の関連会社であった合同会社HR CROSSは、当連結会計年度において清算結了したため、持分法の適用範囲から除外しております。

また、当社の連結子会社である株式会社Wellmiraが新たにイオンヘルステック株式会社を設立したことにより持分法の適用の範囲に含めております。

③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

④ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD、創世訊聯科技(深圳)有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また、株式会社Retoolの決算日は6月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、12月31日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

- ・デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

- ・商品及び製品

商品は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）、製品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

- ・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

- ・仕掛品

当社及び国内連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）、在外連結子会社は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）及び車両運搬具並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

車両運搬具 2年

器具備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）による定額法を採用しております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員等の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、ライフデザイン事業、AI&クラウド事業、IoT&デバイス事業の3つの事業を主要な事業としており、主に受注制作ソフトウェアや製品を顧客に引き渡すこと、一定期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。事業の形態に関わらず、約束した財又はサービスの支配が顧客に一時点で移転される場合は、履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

また、ライフデザイン事業及びAI&クラウド事業における受注ソフトウェアに関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ハ、ヘッジ方針

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

為替変動に起因するリスクを回避することを目的として為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。
- ⑧ 消費税等の会計処理
控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ⑨ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(一定期間にわたり履行義務が充足される受注制作のソフトウェア開発等に係る収益の認識)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
売上高（期末時点において進行中の金額） 326,022千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

受注制作ソフトウェアの請負契約のうち当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト（工期がごく短期間ものを除く）に対しては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を適用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、プロジェクトの総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（インプット法）に基づき算定しております。

(2)主要な仮定

ソフトウェアの受注制作は契約ごとの個別性が強く、仕様や作業内容等が顧客の指図に基づいて行われることから、開発原価総額の見積りは、ソフトウェアの受注制作に係る工数が主要な仮定として挙げられますが、ソフトウェアの受注制作に係る工数の見積りに際しては、画一的な判断尺度を得ることが困難であるという前提に立ち、仕様や開発リソース、工期等を総合的に勘案した上で、開発及びプロジェクト管理等に関する専門的な知見や経験を有するプロジェクト責任者による判断を伴うものであります。

(3)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

開発原価総額の見積りはプロジェクトが長期にわたる中で、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等による労務費や外注費の変動が生じる場合があります。その場合には、開発原価総額の見積りが変動することに伴い、開発進捗率が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(非上場株式等の評価)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）	533,564千円
関係会社株式	3,004千円
投資有価証券評価損	7,776千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

非上場株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としており、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理しております。

また、超過収益力を加味して1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した非上場株式については、取得時点で見込んだ超過収益力が見込めなくなった場合に減損処理を実施する方針です。その判断にあたっては、投資先の事業計画の達成状況、業績の進捗、資金調達状況等を総合的に勘案しております。

(2)主要な仮定

超過収益力を加味して1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した非上場株式の評価における主要な仮定は、減損の要否や回復可能性を判断する基礎となる投資先の事業計画に含まれる売上高成長率等であります。

(3)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の業績が事業計画を下回る状態が継続する等超過収益力が見込めない状況となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループが保有する非上場株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	197,189千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額を考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

(2)主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、各事業の販売予測等であります。当該主要な仮定は、過去の実績や外部環境を踏まえた将来の見通し等を考慮して決定しております。

(3)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(のれんの評価)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,229,213千円
うち、株式会社Wellmiraののれん	971,098千円
うち、株式会社Retoolののれん	258,115千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

当社グループののれんは、子会社や事業の取得時における将来の超過収益力に関連して発生しており、その効果の発生する期間に均等償却しております。毎期、事業環境の変化や業績状況に基づいて減損の兆候を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、のれんを含む固定資産の帳簿価額と比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。当期において、株式会社Wellmira及び株式会社Retoolの事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無の判定を行い、当連結会計年度においては、事業計画と当連結会計年度の実績との間に著しい乖離がなく、また、翌連結会計年度以降の将来予測の達成可能性を評価し、減損の兆候はないものとしています。

(2)主要な仮定

のれんの評価における重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定は、取締役会が承認した事業計画を基礎とした将来予測における売上高成長率です。

(3)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは当連結会計年度末において、減損の兆候の識別、減損損失の認識にあたっては慎重に検討しており、上記の割引前将来キャッシュ・フローの見積りは合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

450,017千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

発行済株式	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,593,300株	126,500株	－株	12,719,800株
合計	12,593,300株	126,500株	－株	12,719,800株

(注) 当連結会計年度中の普通株式の増加は新株予約権の権利行使による増加126,500株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年4月25日開催の当社取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 59,665千円
- ・1株当たり配当額 5.0円
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2026年4月24日開催の当社取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・配当金の総額 60,347千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5.0円
- ・基準日 2026年2月28日
- ・効力発生日 2026年5月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
提出会社 (親会社)	第25回新株予約権	普通株式	1,300	－	－	1,300
	第26回新株予約権	普通株式	6,500	－	6,500	－
	第27回新株予約権	普通株式	－	100,000	100,000	－
	第28回新株予約権	普通株式	－	20,000	20,000	－

(注) 上記の新株予約権は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については運転資金及び設備投資資金の調達を目的として必要に応じ銀行借入や、新株発行等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。短期貸付金については、貸出先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に伴うものであります。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は主に運転資金及び投資に係る資金であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券	226,352	226,352	—
(2) 差入保証金	220,023	191,036	△28,986
(3) 長期借入金 （一年以内返済予定長期借入金を含む）	(2,613,930)	(2,506,268)	△107,661

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 現金については注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	533,564
投資事業有限責任組合出資金	571,826

(注) 3. 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24項-16に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,883,045	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,097,780	—	—	—
差入保証金	28,199	120	—	191,703
合計	4,009,026	120	—	191,703

(注) 5. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	671,602	614,171	605,855	442,477	271,898	7,926

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	226,352	—	—	226,352

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	191,036	—	191,036
長期借入金 (一年以内返済予定を含む)	—	2,506,268	—	2,506,268

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、当該貸借見込期間に見合った国債の利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			
	ライフデザイン 事業	AI&クラウド 事業	IoT&デバイス 事業	計
ソフトウェア	2,586,338	2,523,958	—	5,110,297
ハードウェア	—	—	5,294,794	5,294,794
顧客との契約から 生じる収益	2,586,338	2,523,958	5,294,794	10,405,091
外部顧客への売上高	2,586,338	2,523,958	5,294,794	10,405,091

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	856,965	1,097,780
契約資産	356,636	398,097
契約負債	195,340	149,739

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する場合に進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えております。

契約負債は、各事業におけるサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える契約について重要性がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 500円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △4円98銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(固定資産の減損損失に関する注記事項)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	種類	場所	金額
遊休資産	ソフトウェア	本社（東京都千代田区）	8,999千円
本社移転に伴う設備工事費用	建物付属設備	子会社（東京都千代田区）	23,789千円
本社移転に伴う設備工事費用	器具備品	子会社（東京都千代田区）	2,115千円
本社移転に伴う設備工事費用	差入保証金	子会社（東京都千代田区）	9,904千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、当初予定していた収益を見込めないサービスや継続的な使用が見込めなくなった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（44,809千円）として特別損失に計上しております。

(3) グルーピングの方法

当社グループは事業単位を基礎とした管理会計上の区分に従ってグルーピングしており、将来の使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

遊休資産及び本社移転に伴う設備工事費用については、将来の使用見込みがないため、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2024年12月31日をみなし取得日として行われた株式会社Retoolとの企業結合について、前連結会計年度は暫定的な会計処理を行ってりましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な

会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

14. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。
ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
器具備品	5年～8年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員等の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からのグループ運営収入（経営指導料）及び受取配当金であります。グループ運営収入（経営指導料）においては、子会社との契約内容に応じた経営指導を提供することが履行義務であり、義務を提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

- (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 消費税等の会計処理
控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
- (7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(非上場株式等の評価)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）	489,603千円
関係会社株式	2,405,394千円
うち、Wellmira株式	296,314千円
うち、Retool株式	280,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表5. 会計上の見積りに関する注記(非上場株式等の評価)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

なお、関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としますが、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額処理を行います。

Wellmira株式及びRetool株式の実質価額の算定においては、株式会社Wellmira及び株式会社Retoolののれんの減損の検討結果が重要な影響を及ぼします。株式会社Wellmira及び株式会社Retoolののれんの減損の検討における重要な仮定は、連結計算書類「連結注記表5. 会計上の見積りに関する注記(のれんの評価)」の内容と同一であります。株式会社Wellmira及び株式会社Retoolの計算書類を基礎として算定された実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	174,530千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	971,637千円
② 長期金銭債権	80,000千円
③ 短期金銭債務	4,497千円
④ 長期金銭債務	76,096千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	399,974千円
② 仕入高	一千円
③ 販売費及び一般管理費	11,400千円
④ 営業取引以外の取引高	4,802千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	660,105株	323,543株	333,400株	650,248株
合計	660,105株	323,543株	333,400株	650,248株

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
繰越欠損金	129,431
資産除去債務	11,403
子会社株式（会社分割に伴う承継会社株式）	234,640
簡易吸収分割等	15,831
投資有価証券評価損	80,314
関係会社株式評価損	170,719
その他	12,905
繰延税金資産小計	655,246
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△113,861
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△515,524
評価性引当額小計	△629,386
繰延税金資産合計	25,860
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,210
その他有価証券評価差額金	△18,483
繰延税金負債合計	△19,694
繰延税金資産の純額	6,166

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	ネオス株式会社	東京都千代田区	100	情報サービス業	所有直接100	役員の兼任・資金援助・債務被保証	運営費用収入の受取	242,134	売掛金	21,284
							運転資金の貸付け	600,000	関係会社短期貸付金	600,000
							事務所敷金の受取	-	長期預り金	74,648
							当社長期借入金に対する債務被保証	1,329,000	その他の流動負債	-
子会社	JENESIS株式会社	東京都千代田区	85	企画・輸入販売業	所有直接100	役員の兼任・債務被保証	運営費用収入の受取	91,416	売掛金	2,970
							当社長期借入金に対する債務被保証	15,000	その他の流動負債	-

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 Wellmira	東京都千 代田区	100	健康管理サー ビス事業	所有 直接 70.7	役員 の兼 任・ 資金 援助	運営費 用収入 の受取	49,920	売掛 金	13,728
							運転資 金の貸 付け	80,000	関係 会社 短期 貸付 金	250,000
							長期運 転資金 の貸付 け	80,000	関係 会社 長期 貸付 金	80,000
							転換社 債型新 株予約 権付社 債の引 受	-	投資 有価 証券	110,000

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案し交渉の上、価格を決定しております。

資金の貸付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 役員

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
重要な 子会社 の役員	藤岡淳一	(被所有) 直接2.8	JENESIS 株式会社 代表取締役	JENESIS 株式の売却	19,800	-	-
				JENESIS 株式の取得	19,800	-	-

(注) 1. 藤岡淳一氏は、当社の連結子会社でありIoT&デバイス事業を営むJENESIS株式会社の代表取締役社長兼CEO及びその関連会社の代表者を務めております。

2. 株式の売却については、2025年3月1日付で当社が保有するJENESIS株式会社の普通株式3,600株を、金銭の払込みにより譲渡したものであります。取引条件については、譲渡株式が非上場株式であるため、取引金額は、第三者の株価算定評価を基礎として合理的に算定し、双方協議の上妥結した価額を譲渡価額としております。

3. 株式の取得については、2026年2月5日付の合意に基づき、藤岡淳一氏が保有するJENESIS株式の全株式を、当社の自己株式の割り当て及び金銭の交付により取得したものであります。取引条件につきましては、2026年2月5日付で藤岡淳一氏と当社の間で締結した合意

に基づき決定しております。なお、自己株式の処分価額は、2026年2月4日時点（取締役会決議日2026年2月5日の前営業日）の東証スタンダード市場における当社の普通株式の終値である254円に基づいて決定しております。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	370円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	8円26銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

該当事項はありません。

16. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。